

デイサービスセンターとばた

重要事項説明書

〈 令和6年7月1日現在 〉

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 福音会
代表者氏名	浅野 嘉延
認可年月日	平成17年10月27日
所在地・連絡先	(所在地) 北九州市戸畑区千防一丁目1番6号 (電話) 093-873-5115 (FAX) 093-873-5121

2. 事業所の概要

事業の名称	デイサービスセンターとばた
事業の種類	*指定通所介護（平成20年10月1日指定） *介護保険法に基づく第一号通所事業 ・指定予防給付型通所サービス事業 ・指定生活支援型通所サービス事業（平成29年5月1日指定）
事業所番号	4070300837
開設年月日	平成20年10月1日
所在地・連絡先	(所在地) 北九州市戸畑区千防一丁目1番6号 (電話) 093-873-5117 (FAX) 093-873-5139
管理者氏名	小原 まゆみ
利用定員	*指定通所介護 / 指定予防給付型通所サービス 50名 *指定生活支援型通所サービス 3名

併 設 事 業	<p>【特別養護老人ホームとばた】＊介護老人福祉施設 平成 19 年 5 月 1 日指定 定員 70 名</p> <p>【ケアハウスとばた】 ＊ケアハウス・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 平成 19 年 5 月 1 日指定 定員 40 名</p> <p>【ショートステイとばた】 ＊短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 平成 19 年 6 月 1 日指定 定員 10 名</p> <p>【グループホームとばた】 ＊認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護 平成 20 年 4 月 1 日指定 定員 18 名</p> <p>【ヘルパーステーションとばた】 ＊訪問介護/居宅介護/重度訪問介護 ＊地域生活支援事業（移動支援） 平成 20 年 4 月 1 日指定 ＊介護保険法に基づく第一号訪問事業（予防給付型/生活支援型） 平成 29 年 5 月 1 日指定</p> <p>【ケアプランセンターとばた】＊居宅介護支援 平成 20 年 4 月 1 日指定</p>
---------	--

3. 事業の目的および基本方針

(1) 事業の目的

指定通所介護および介護保険法に基づく第一号通所事業（指定北九州市予防給付型通所サービス・指定北九州市生活支援型通所サービス）（以下「通所介護事業」という）は、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練をおこなうことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消および生活機能・社会的機能の維持回復または向上を目指すとともに、ご利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

(2) 基本方針

- ① 一人ひとりがその人らしい生活をおくれるように支援します。
- ② 尊厳ある生活ができるように、身体的・精神的拘束ゼロを目指します。
- ③ 利用者の自己選択・自己決定に基づいた利用者本位のサービスを提供します。
- ④ 利用者が選択できるよう情報提供・情報開示をおこないます。
- ⑤ 地域の福祉事業者等との連携を深めると共に、専門性を活かした情報発信・人材育成に努めます。

(3) 介護サービス計画等

事 項	内 容
介護サービス計画の作成 および事後評価	<p>利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境、居宅サービス計画等を踏まえ、機能訓練等の目標設定と達成するための具体的なサービスの内容をもとに通所介護サービス計画を作成します。</p> <p>また、サービス提供の目標の達成状況等を日常的、定期的に評価し、その結果を記録し、生活の質の向上を念頭に継続的で安定した支援を実現します。</p>
職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任研修 採用 3 か月以内 ・継続研修 毎年 11 回以上

4. 事業所の概要

(1) 構造等

敷 地		3,500.04 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート 6 階建 の 1 階部分
	延べ床面積	8,374.43 m ²

(2) 主な設備

種 類	数	面 積	設備その他
食堂・機能訓練室	1	211.55 m ²	玄関、食堂、機能訓練、姿見、トイレ (3)、洗面台、倉庫
静養室	1	11.76 m ²	和室
浴室	1	49.71 m ²	浴槽 (個浴 5) トイレ、ナースコール、エアコン
脱衣室	1	30.30 m ²	
スタッフ室	1	26.04 m ²	洗面台、給湯室

5. 事業所の職員体制

	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	計	指定 基準	資 格 等
管 理 者	—	1	—	—	1	1	介護福祉士
生活相談員	2	—	—	—	2	1	社会福祉士
介護職員	8	1	4	—	13	8	介護福祉士 実務者研修終了
看護職員	—	3	—	2	5	1	看護師
機能訓練 指導員	2	3	1	2	8	1	理学療法士 作業療法士 看護師

※職員の配置人数及び資格については、入退職等により変更となる場合がありますのでご了承ください。

6. 事業対象地域および営業日

事業対象地域	北九州市全域・その他周辺地域
送迎実施地域	戸畑区、小倉北区、八幡東区、八幡西区、若松区 (対象地域以外でもご希望の方はご相談ください。)
営業日	月曜日から土曜日（祝日含む） ただし、12月31日～1月2日は休業とします。
サービス提供時間	午前9時30分から午後5時00分まで
延長可能時間	午前8時30分から9時30分および午後5時00分から午後6時30分まで

7. 職員の標準的な勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
管理者、生活相談員、 介護職員、看護職員、 機能訓練指導員	8：00 ～ 17：00 8：30 ～ 17：30 9：30 ～ 18：30	シフト勤務により、 日曜日を含む 月8又は9休

(3) 介護保険給付対象サービス

① サービス内容

項 目	内 容
食 事	《食事時間》 昼 食 概ね 12 : 00 ~ 13 : 00 おやつ 概ね 15 : 00 ~ 15 : 30 栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供し、適切な食事介助をおこなうとともに、食事の自立についても適切な援助をおこないます。また、手作りのおやつ等を提供いたします。
入 浴	ご利用者の身体的負担に配慮しながら、個浴にてできる限りゆったりとした入浴の提供をおこないます。
排 泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助をおこなうとともに、排泄の自立について配慮し、援助をおこないます。
機 能 訓 練	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活の中での訓練による機能の回復、残存機能の維持と身体機能の低下防止に努めます。 当施設の保有するリハビリ器具：移動式平行棒、エアロバイク、訓練用歩行器、車いす等
健 康 管 理	ご利用者の体温、血圧、脈拍を測定し、体調のチェックをおこないます。利用時間内に身体的な変化が生じた場合は、ご家族等に連絡のうえ、適切に対応します。
レクリエーション等	利用時間内を楽しく過ごしていただくため必要な教養娯楽設備を整えるとともに、毎日、季節行事を含めたレクリエーションを随時開催します。
相談および援助	ご利用者やそのご家族等からのご相談は、懇切丁寧に対応します。

② 費用

ご利用者の自己負担額は、原則として次の料金表のとおりです。

介護報酬 1 単位あたり = 10.14 円 (北九州市)

◆通所介護 料金表 (1日あたりの利用料金)

利用者負担額は、介護保険負担割合証をご確認ください。

要介護度	3~4時間/日	加算合計			介護職員等 処遇改善加算 (I)	単位合計	利用者 負担額
		入浴介助加 I	個別機能訓練 加算 I ロ	サービス提供 体制強化加算 I			
要介護 1	370 単位	40 単位	76 単位	22 単位	47	555	563 円
要介護 2	423 単位				52	613	622 円
要介護 3	479 単位				57	674	684 円
要介護 4	533 単位				62	733	744 円
要介護 5	588 単位				67	793	805 円

要介護度	4~5時間/日	加算合計			介護職員等 処遇改善加算 (I)	単位合計	利用者 負担額
		入浴介助加 I	個別機能訓練 加算 I ロ	サービス提供 体制強化加算 I			
要介護 1	388 単位	40 単位	76 単位	22 単位	48	574	582 円
要介護 2	444 単位				54	636	645 円
要介護 3	502 単位				59	699	709 円
要介護 4	560 単位				64	762	773 円
要介護 5	617 単位				69	824	836 円

要介護度	5~6時間/日	加算合計			介護職員等 処遇改善加算 (I)	単位合計	利用者 負担額
		入浴介助加 I	個別機能訓練 加算 I ロ	サービス提供 体制強化加算 I			
要介護 1	570 単位	40 単位	76 単位	22 単位	65	773	784 円
要介護 2	673 単位				75	886	899 円
要介護 3	777 単位				84	999	1,013 円
要介護 4	880 単位				94	1,112	1,128 円
要介護 5	984 単位				103	1,225	1,243 円

要介護度	6~7時間/日	加算合計			介護職員等 処遇改善加算 (I)	単位合計	利用者 負担額
		入浴介助加 I	個別機能訓練 加算 I ロ	サービス提供 体制強化加算 I			
要介護 1	584 単位	40 単位	76 単位	22 単位	66	788	799 円
要介護 2	689 単位				76	903	916 円
要介護 3	796 単位				86	1,020	1,035 円
要介護 4	901 単位				96	1,135	1,151 円
要介護 5	1,008 単位				105	1,251	1,269 円

要介護度	7~8時間/日	加算合計			介護職員等 処遇改善加算 (I)	単位合計	利用者 負担額
		入浴介助加 I	個別機能訓練 加算 I ロ	サービス提供 体制強化加算 I			

要介護 1	658 単位	40 単位	76 単位	22 単位	73	869	882 円
要介護 2	777 単位				84	999	1,013 円
要介護 3	900 単位				95	1,133	1,149 円
要介護 4	1,023 単位				107	1,268	1,286 円
要介護 5	1,148 単位				118	1,404	1,424 円

一月あたり以下の料金が合算されます。

ADL維持等 加算(I)	厚生労働大臣が定める算定基準 を満たした時点で、どちらか一つを 加算します	30 単位	31 円/月
ADL維持等 加算(II)		60 単位	61 円/月
個別機能訓練加算(II)		20 単位	21 円/月
科学的介護推進体制加算		40 単位	41 円/月

◆北九州市予防給付型通所サービス費 料金表 (1月あたりの利用料金)

利用者負担額は、介護保険負担割合証をご確認ください。

要介護度	月	サービス提供体制 強化加算 (I)	介護職員等処遇改善加算 (I)	単位合計	利用者 負担額
要支援 1 事業対象者	1,798 単位	88 単位	174 単位	2,060	2,089 円
要支援 2	3,621 単位	176 単位	349 単位	4,146	4,204 円

一月あたり以下の料金が合算されます。

科学的介護推進体制加算	40 単位	41 円/月
-------------	-------	--------

◆北九州市生活支援型通所サービス費 料金表 (1月あたりの利用料金)

利用者負担額は、介護保険負担割合証をご確認ください。

要介護度	月	加算			単位合計	利用者負担額
		入浴加算	送迎加算	介護職員等 処遇改善加算 I		
要支援 1 事業対象者	1,414 単位	105 単位	90 単位	148 単位	1,757 単位	1,782 円
要支援 2	2,779 単位			274 単位	3,248 単位	3,294 円

*生活支援型通所サービスは2～3時間のご利用となります。

◆通所介護費 加算

以下のサービスの提供をおこなった場合に加算されます。

利用者負担額は、介護保険負担割合証をご確認ください。

項目	内 容	単位/利用者負担額
延長加算	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をおこなう場合	1時間 50単位 (最大1時間まで)
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を適切におこなうことができる人員(研修等を受けた者)及び設備を有して入浴介助をおこなう場合	1日 40単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	専ら職務に従事する機能訓練指導員を1名以上配置し、自立支援等に資する機能訓練を小集団または個別でおこなった場合 ※(ロ)との併算定不可	1日 56単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	上記の要件に加え、専従の機能訓練指導員を1名以上(合計2名以上)配置した場合 ※(イ)との併算定不可	1日 76単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出した場合	1月 20単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	よりよいサービスの提供をおこなうために介護福祉士の人員体制をおこなった場合	1日 22単位
若年性認知症利用者受入加算	18歳から65歳未満の認知症の発症をした方にアクティビティ、スポーツ、創作活動等の若年者としてのニーズを踏まえた計画作成・評価をおこなった場合	1日 60単位
ADL維持等加算(Ⅰ)	調整済ADL利得を平均して得た値が1以上となる場合 ※(Ⅱ)との併算定不可	1月 30単位
ADL維持等加算(Ⅱ)	調整済ADL利得を平均して得た値が3以上となる場合 ※(Ⅰ)との併算定不可	1月 60単位
科学的介護推進体制加算	介護情報システムを活用し、サービスの質の向上を図った場合	1月 40単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	加算率 9.2%	サービスの所定単位数×加算率

◆通所介護費 減算

以下のサービスの提供をおこなわなかった場合に減算されます。

項 目	内 容	単位/利用者負担額
送 迎	送迎をおこなわなかった場合	片道 -47単位

◆北九州市予防給付型通所サービス費 加算

以下のサービスの提供をおこなった場合に加算されます。

項 目	内 容	単位/利用者負担額
サービス提供体制強化加算（I）	よりよいサービスの提供をおこなうために介護福祉士の人員体制をおこなった場合	要支援1 事業対象者 1月 88単位
		要支援2 1月 176単位
若年性認知症利用者受入加算	18歳から65歳未満の認知症の発症をした方にアクティビティ、スポーツ、創作活動等の若年者としてのニーズを踏まえた計画作成・評価をおこなった場合	1月 240単位
科学的介護推進体制加算	介護情報システムを活用し、サービスの質の向上を図った場合	1月 40単位
介護職員等処遇改善加算（I）	加算率 9.2%	サービスの所定 単位数×加算率

◆北九州市予防給付型通所サービス費 減算

以下のサービスの提供をおこなわなかった場合に減算されます。

項 目	内 容	単位/利用者負担額
送 迎	送迎をおこなわなかった場合	片道 -47単位

◆北九州市生活支援型通所サービス費 加算

以下のサービスの提供をおこなった場合に加算されます。

項 目	内 容	単位/利用者負担額
-----	-----	-----------

送迎加算	送迎をおこなう場合	要支援1、要支援2 事業対象者 1月 90単位
入浴介助加算	入浴介助をおこなう場合	要支援1、要支援2 事業対象者 1月 105単位
介護職員等処遇改善 加算（I）	加算率 9.2%	サービスの所定 単位数×加算率

※1 上記の介護職員等処遇改善加算については、常時加算されていない加算は含めずに計算しているため、それらの加算がある方は月の処遇改善加算の単位数および一部負担額が変わる可能性があります。

※2 介護保険法に基づく第一号通所事業においては、月額定額報酬とされておりますので、月途中からのサービス開始、月途中のサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算はおこなわれません。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者内での転居等（利用者の都合により）事業所を変更した場合については、日割り計算になります。また、月途中で要支援度が変更となった場合についても、日割り計算により、それぞれの単価を算定することになります。

なお、加算（月額）部分に対する日割り計算はおこないません。

（4）介護保険給付対象外サービス

◆利用状況に応じてのお支払い項目

項目	内容	利用料
食費	食事サービスを受ける方は食費が必要です。 食費には、おやつ代も含まれます。 なお、利用当日の10時30分以降に利用をキャンセルされた場合もお支払いいただきます。	・食費 600円
地域外の送迎費	通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方は送迎費が必要になります。	・片道 500円
タオル類使用料	当施設管理のタオルを使用する場合のクリーニング代をいただきます。	・バスタオル 35円 ・フェースタオル 15円
オムツ類使用料	当施設管理のオムツ類を使用した場合は実費が必要です。	・リハビリパンツ 60円 ・尿取りパット 10円

レクリエーション等参加費	レクリエーション等に参加するときの材料費や利用料等をいただくことがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション材料費その他実費をご負担ください。 ・外部施設利用料・入場料等
--------------	--	---

8. 利用料等のお支払い方法

毎月 20 日頃、各サービス項目の利用料に基づき算定した前月分の利用料について、当事業所より利用料明細書を発行し、請求いたします。お支払いは、ご指定の金融機関から、毎月 4 日に前々月利用分の自動引き落としとなりますので、前日までにご入金ください。

入金確認後、領収証を発行いたします。なお、自動引落日が金融機関の非営業日にあたる場合は翌日になります。

例) 4 月分利用料支払いの場合

・ 4 月分請求書の発行 5 月 20 日頃 ⇒ ・ 4 月分利用料の引落とし 6 月 4 日

9. 個人情報の取り扱い

ご利用者やそのご家族等の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は当事業所が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い誠実に対応します。

職員が離職後においても守秘義務を遵守すべきことは、雇用契約にも明示しております。また、個人情報を用いる期間はサービス利用契約に際し必要な期間とします。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「社会福祉法人福音会 消防計画」に則り、対応します。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「社会福祉法人福音会 消防計画」に則り、ご利用者に参加していただき、夜間および昼間を想定した避難訓練を年 2 回おこないます。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導燈	あり		
	カーテン、壁紙等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：平成 19 年 4 月 23 日 防火管理責任者：大野 剛			

11. 事故発生時の対応および損害賠償

サービスの提供において事故が発生した場合は、速やかにご家族等・北九州市等へ連絡し、必要な措置を講じます。

また、事業者が賠償すべき事故が発生した場合は、利用契約書第 11 条に準ずるものとしします。

◆損害賠償責任保険

保険会社	損害保険ジャパン株式会社	
保険内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対人賠償補償 ・ 受託財物 ・ 経済的損害 ・ 被害者対応費用 ・ 業務中傷害補償 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対物賠償補償 ・ 人格権侵害 ・ 事故対応費用 ・ 個人情報漏えい賠償責任補償

12. 緊急時における対応等

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。ご利用者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

医療機関	病院名	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院
	所在地	北九州市小倉北区金田一丁目 3 番 1 号
	電話番号	093-571-1031
	診療科	内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、外科、呼吸器外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科口腔外科等
	入院設備	あり（300 床）
医療機関	病院名	後藤クリニック
	所在地	北九州市戸畑区千防一丁目 1 番 20-101 号
	電話番号	093-883-1510
	診療科	内科、外科、リハビリテーション科等
	入院設備	なし

13. 利用にあたって

(1) 保険証等の提示

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示してください。

(2) 留意事項

設備・器具の利用	当事業所内の設備、器具等は、正しい使用方法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	全館禁煙ですので、ご了承ください。
火気の取り扱い	当事業所内での火気の手扱いは禁止いたします。
迷惑行為等	他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	当事業所を含め施設内での他のご利用者、職員に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ペットの持ち込み	当事業所を含め施設内へのペットの持ち込みはお断りいたします。

14. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所における苦情等相談の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

<p>高齢者複合施設 ふれあいの里とばた 苦情解決委員会</p>	<p>窓 口 ①面談 1階法人事務所窓口にてお申し出ください。 電話番号 ②電話 093-873-5117 受付時間 10:00~17:00 ○苦情受付担当者 管 理 者 小原 まゆみ ○苦情対応責任者 ケアハウス施設長 木村 美穂子 ○苦情解決責任者 特別養護老人ホーム施設長 大野 剛</p>
<p>高齢者複合施設 ふれあいの里とばた 苦情解決委員会第三者委員</p>	<p>○委 員 村山 浩一郎 福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科 教授 電話番号 0947-42-1485 (研究室直通) ○委 員 江田 久美子 特定非営利活動法人障害者支援 要会 代表理事 電話番号 093-561-5032 (カフェ・ラポール小倉店)</p>

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	門司区 〒801-8510 門司区清滝一丁目 1-1 093-331-1894 (直通)
	小倉北区 〒803-8510 小倉北区大手町 1-1 093-582-3433 (直通)
	小倉南区 〒802-8510 小倉南区若園五丁目 1-2 093-951-4127 (直通)
	若松区 〒808-8510 若松区浜町一丁目 1-1 093-761-4046 (直通)
	八幡東区 〒805-8510 八幡東区中央一丁目 1-1 093-671-6885 (直通)
	八幡西区 〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目 15-3 093-642-1446 (直通)
	戸畑区 〒804-8510 戸畑区千防一丁目 1-1 093-871-4527 (直通)
福岡県 国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口	〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47 092-642-7859

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価は実施しておりません。

重要事項の説明確認書

当事業所は、通所介護／介護保険法に基づく第一号通所事業サービスの提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明をおこないました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 福岡県北九州市戸畑区千防一丁目1番6号

事業所名 デイサービスセンターとばた

管理者氏名 小原 まゆみ

説明者職種

説明者氏名 印

私は、本書面に基づき、通所介護／介護保険法に基づく第一号通所事業サービスの内容および重要事項の説明を受けました。

利用者

氏名 印

連帯保証人

氏名 印